

死亡届を出された方へ

亡くなられた方の住民登録をされている市区町村で、以下の手続きが必要です。

亡くなられた方が、名古屋市内に住民登録をされている場合は、お住まいだった区の区役所の担当窓口（支所管内にお住まいだった方は支所）へおたずねください（亡くなられた方が、名古屋市以外に住民登録をされている場合については、制度が異なることがあります）。

チェック	対象となる方	担当窓口	手続きなど
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしている方		亡くなられた方の印鑑登録は廃止されます。印鑑登録手帳をお返してください。
<input type="checkbox"/>	住基カードの交付を受けている方 通知カードまたはマイナンバーカードの交付を受けている方	市民課 1階⑧⑨窓口 753-1895	失効されますので廃棄してください（お持ちいただければ回収します）。
<input type="checkbox"/>	電子証明書の交付を受けている方		自動的に失効されます。
<input type="checkbox"/>	世帯主の方（残った家族が2名以上のとき）		世帯主変更の届が必要です。
<input type="checkbox"/>	特別永住者の方		特別永住者証明書をお返してください。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方	保険年金課 1階⑩⑪窓口 753-1904 ～ 753-1907	葬祭を行った場合、葬祭費が受給できます。保険証（世帯主の方が亡くなられたときは世帯全員の保険証）・印鑑（スタンプ印は除く）・葬祭を行った証明となるもの（会葬礼状等）・世帯主または喪主名義の口座の番号のわかるもの（預金通帳等）をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	・後期高齢者医療被保険者の方（「75歳以上の方」と「65歳から74歳で一定の障害がある方」）		保険証等をお返してください。葬祭費が受給できます。保険証・印鑑（スタンプ印は除く）・会葬礼状・喪主名義の口座の番号のわかるもの（預金通帳等）をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	・子ども医療証（子医療証） ・障害者医療証（障医療証） ・ひとり親家庭等医療証（母医療証） ・福祉給付金資格者証（福資格者証）をお持ちの方	753-1907	医療証等をお返してください。 なお、手続きが必要な場合がありますので、担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	・国民年金に加入している方 ・ " を受給している方	保険年金課 1階⑫窓口 753-1901	手続きが必要な場合がありますので、担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	・介護保険証、介護保険負担割合証 ・各種減額認定証等をお持ちの方	福祉課 1階⑭窓口 753-1848	喪失届が必要です。介護保険証等をお返してください。
<input type="checkbox"/>	・敬老手帳 ・敬老パスをお持ちの方	福祉課 1階⑰窓口 753-1834	敬老手帳・敬老パスをお返してください。敬老パスの電子マネーの残額に応じ、別途手続きが必要となる場合があります。また、敬老パス負担金の半額をお返しする場合がありますので、担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	・身体障害者手帳 ・愛護手帳（療育手帳）をお持ちの方		返還届が必要です。手帳・印鑑（スタンプ印は除く）をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	・福祉特別乗車券 ・重度障害者タクシー利用券をお持ちの方		福祉特別乗車券・重度障害者タクシー利用券をお返してください。福祉特別乗車券は電子マネーの残額に応じ、別途手続きが必要となる場合があります。
<input type="checkbox"/>	・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療（更生医療）受給者証 ・移動支援・地域活動支援受給者証 ・通所受給者証をお持ちの方	福祉課 1階⑱窓口 753-1844	受給者証をお返してください。
<input type="checkbox"/>	・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・愛知県在宅重度障害者手当 ・外国人障害者給付金を受けている方		喪失届等が必要です。印鑑（スタンプ印は除く）をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	・児童扶養手当 ・ひとり親家庭手当 ・愛知県遺児手当 ・児童手当を受けている方	民生子ども課 2階③窓口 753-1841	資格喪失届等が必要です。印鑑（スタンプ印は除く）をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	・精神障害者保健福祉手帳 ・精神障害者福祉特別乗車券 ・重度精神障害者タクシー利用券をお持ちの方	保健センター保健予防課 地下1階⑩窓口 753-1983	返還届が必要です。手帳・福祉特別乗車券・重度精神障害者タクシー利用券をお持ちください。福祉特別乗車券は電子マネーの残額に応じ、別途手続きが必要となる場合があります。
<input type="checkbox"/>	・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療（精神通院）受給者証 ・移動支援・地域活動支援受給者証 ・特定医療費受給者証（指定難病） ・通所受給者証をお持ちの方		返還届が必要です。受給者証をお持ちください。

- ◆ ひとり親家庭（母子・父子家庭）になった場合は、児童扶養手当等や医療費の助成を受けられる場合があります（一定の所得制限があります）。くわしくは民生子ども課、保険年金課へおたずねください。
- ◆ 亡くなられた方が市営住宅にお住まいの場合は、名古屋市住宅供給公社の方面事務所またはお近くの管理事務所までお届けください。
- ◆ 死亡の事実が戸籍（除籍）に記録されるまでには、数日かかります。戸籍（除籍）全部事項証明書等（戸籍（除籍）謄本）の請求は本籍地の市区町村役場に確認のうえご請求ください。
- ◆ 相続登記の手続きについては、名古屋法務局（052-952-8070）へお問い合わせください。（亡くなられた年内に手続きが完了しない場合は、固定資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課にご連絡をお願いします。）